

(1) 新たな区民センターの導入機能

ア 地域コミュニティ機能

本機能については、「地域活動拠点機能（仮称）」（以下、（仮称）は省略）と「区民交流活動機能」に分けて記載しています。

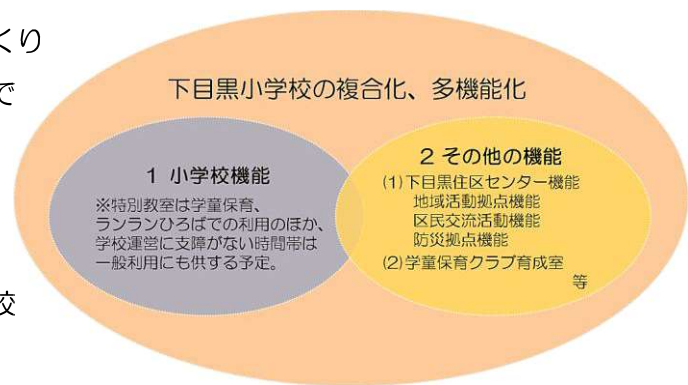
(ア) 地域活動拠点機能

a 設置目的

地域コミュニティ形成の基礎である町会・自治会や、住区における地域コミュニティ形成の推進母体である住区住民会議の地域活動の拠点となる場を、公の施設とは別に提供することで、地域コミュニティの推進を図る。

b 新たな区民センターにおける地域活動拠点機能の基本的な考え方

これまで、近隣の下目黒住区センター（住区会議室）が担ってきた地域に根差したまちづくり（地域の課題解決や住民同士の交流等の場）である地域コミュニティ機能のうち、地域コミュニティ活動の核となる町会・自治会や住区住民会議が日常的に活動できる場を「地域活動拠点」として分離し、下目黒小学校内に整備する。



c 運営・管理方針

地域住民（住区住民会議）の自主的な運営・管理を基本とする。

d 実施事業

事業内容	地域コミュニティ活動支援	
事業概要	地域が主体となって行う様々なまちづくり活動の場を提供する。	
役割分担	区	地域活動拠点に共通した運用ルールの方策
	地域住民	地域活動拠点の適切な運用
	民間事業者	施設の維持管理
実施する空間	地域活動拠点（下目黒小学校内）	

e 地域活動拠点能として整備する空間

空間名	専用	共用	備考
地域活動室	○		約30㎡。下目黒小学校内（1階を想定）。
事務室	○		約10㎡。下目黒小学校内（1階を想定）。

(イ) 区民交流活動機能

a 設置目的

地域課題の解決に向けた区民の自主的、自律的な活動や交流を通じて、地域コミュニティの形成及び区民福祉の向上を図る。

b 新たな区民センターにおける区民交流活動機能の基本的な考え方

地域に身近な区民活動、交流の場である下目黒住区センター（下目黒住区会議室）の集会施設機能は、機能を同じくする社会教育館や中小企業センターの会議室、また併設する下目黒老人いこいの家等と集約し、そのうち一部を「区民交流活動室」として下目黒小学校内に整備することで地域コミュニティの更なる活性化を図る。

c 運営・管理方針

指定管理者制度による。

d 実施事業

区民交流活動室の貸し出し

事業内容		区民交流活動室（会議室、多目的室等）の貸し出し
事業概要		区民が自ら主体的に活動を行う場として、区民交流活動室（各会議室・多目的室等）の予約管理・貸出を実施する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民交流活動室貸し出しのルール設定</li> <li>集会施設予約システムの管理運営</li> </ul>
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>予約受付・案内、利用者登録</li> <li>備品等の貸し出し</li> </ul>
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> <li>区民交流活動室</li> <li>オンライン空間</li> </ul>

## e 新たな区民センターにおける区民活動支援

新たな区民センターでの区民活動を活発化させるためには、区民、活動団体や事業者、行政等の中間に立って、人材、学び、運営、場に関する情報の集積・発信、団体間や活動希望者の交流支援、ネットワークづくり、活動相談等を行う活動の自主性や団体の自立性に配慮したコーディネート機能（いわゆる中間支援機能）の確保が不可欠です。

新たな区民センター整備を契機として、民間事業者によるコーディネート機能を確保することにより、区民が主体的に地域に関わることで多様な価値観を持つ人々との交流が生まれ、周辺エリアが活性化されることを目指します。その実現に向け、区民自身がアクションを起こすことを支援する区民活動支援事業として、新たな区民センターの各スペース（区民交流活動室、公園、オンライン空間等）を活用し、区民活動のコーディネート、イベントの企画・運営支援や情報発信等を行います。

## 区民活動のコーディネート

区内の各種団体と連携し、新たな区民センターを活用した区民による多様な活動の相談や活動の円滑な実施に向けた支援を行う。

## 区民活動、周辺エリアの活性化に資するイベントの運営補助等

新たな区民センターを活用した区民の活動団体同士の交流の場の設定や地域と協働したイベントへの参画、区民活動や周辺エリアの活性化に資するイベント等の企画・運営等補助を行う。

## 区民活動に関する情報発信

区民活動の取組や区民活動支援情報、各種イベント情報等を取り上げ、広く周知する。

f 区民交流活動機能として整備する空間

(a) 空間整備の考え方

- 区では、住区会議室、中小企業センター、消費生活センター、社会教育館、青少年プラザ、男女平等・共同参画センターなど、施設ごとに整備されている会議室や集会室等いわゆる貸室について、令和7年度から、どの貸室も「区民交流活動室」として一律の扱いとし、区民の利用実態に合わせたスペースの整備を図ることとしています。
- 区民活動の多様化や昨今の社会状況の変化を踏まえ、新たな区民センターでは従来の会議室や集会室という区画された部屋以外、例えばオープンスペースや公園空間についても多様な活動に柔軟に対応できるよう工夫された設えにするとともに、各種活動がオンライン空間でも実施可能となる設備等の導入を進めます。
- 区民センター敷地の存在する「第二種住居地域」の用途制限上、「劇場」を建築してはならないとされていることから、区民交流活動室の1つである多目的空間（現行ホール機能）を整備する上では、現行ホール機能における区民の利用実態を踏まえた規模、より多用途に活用可能な空間について、用途制限の中で整備可能な空間を民間事業者に求めていくこととします。

(b) 利用上の工夫

より多くの方に利用いただけるよう、1日当たりの利用時間単位（以下「コマ」という。）について、例えば最も需要の高い午後の時間帯を現行の1コマから2コマに分割し、1日当たり現行の3コマから4コマに変更する等の工夫を検討します。


なお、詳細の利用時間単位は令和7年度の施設使用料改定に合わせた検討を進め、令和5年度中に案を作成、公表する予定です。

(例)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
現行の貸室	午前				午後				夜間				



	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
区民交流活動室	午前				午後①			午後②			夜間		

 コマの時間帯

(c) 区民の活動機会の確保

新たな区民センターでは、縮充を図りながら、開館日や開館時間の効率化、整備する空間の柔軟な仕様等の工夫により、区民活動を支え続けることのできる空間を確保します。

また、家庭科室や調理室、音楽室など、区民交流活動室と仕様が類似している小学校の特別教室についても、積極的に多機能化を進めます。

	貸室数	年間利用実績コマ数 ※1	
		平日	土日祝
勤労福祉会館	4	727	788
中小企業センター	3	928	631
消費生活センター	1	187	18
区民センター社会教育館	7	2,294	1,710
青少年プラザ	12	2,447	2,323
男女平等・共同参画センター	2	657	376
下目黒住区会議室	5	1,615	1,193
下目黒老人いこいの家	4	976	192
合計	38	9,831	7,231

※1 H30年利用実績

**従来の利用実績を超える利用可能コマ数を確保**

		貸室数	年間利用可能コマ数 ※2	
			平日	土日祝
区民活動 スペース	レクホール	4	3,936	1,808
	中会議室	3	2,952	1,356
	小会議室	6	5,904	2,712
下目黒小学校	特別教室	3	0	1,356
合計		16	12,792	7,232

※2 運用上の工夫によりコマ数を3コマから4コマに増加。

(d) 求められる空間

空間名	室数等	備考
多目的室 (レクリエーションホール)	4室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会、軽運動、ダンス、音楽、合唱、演劇等の利用を想定。</li> <li>・可動式間仕切りを設置し、分割利用が可能な仕様とする。</li> <li>・室内の活動が見え、利用者間の交流を促進できる仕様とする。</li> <li>・演奏や合唱、ダンス等の利用を想定した防音仕様とする。</li> <li>・振動に留意した配置とする。</li> </ul>
中会議室	3室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30人程度の会議、セミナー、サークル活動等の利用を想定。</li> <li>・可動式間仕切りを設置し、分割利用が可能な仕様とする。</li> <li>・室内の活動が見え、利用者間の交流を促進できる仕様とする。</li> </ul>
小会議室	6室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10人程度の会議、セミナー、サークル活動等の利用を想定。</li> <li>・室内の活動が見え、利用者間の交流を促進できる仕様とする。</li> <li>・当日、空いている時間を学生の学習スペースとして開放するなど有効活用を図る。</li> </ul> <div data-bbox="564 891 880 1088" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="574 1093 861 1122" data-label="Caption"> <p>大和市文化創造拠点シリウス</p> </div> <div data-bbox="896 853 1385 1111" data-label="Complex-Block"> <p><b>自習室開放をスタートします！</b></p> <p>施設の空き室を活用し、自習室としてご利用いただける「自習室開放」事業を5/6よりスタートします。 静かに読書、宿題や試験勉強などに自習室をご利用ください。</p> <p><b>自習室開放</b> 開放日時：開館日の13:00～20:30 ※空き室を活用した事業のため、利用できない場合があります。</p> <p>対象：市内在住・在勤・在学の小学生以上 ※小学生の単独利用は17:00までです。</p> </div> <div data-bbox="938 1113 1370 1142" data-label="Text"> <p>東習志野コミュニティセンター（HPより）</p> </div>
デスクスペース	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席数に応じ、有料や無料の区分を設けることも可能とする。</li> </ul> <div data-bbox="571 1216 930 1449" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="970 1216 1329 1449" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="628 1456 1272 1487" data-label="Caption"> <p>武蔵野ブレイス（左：スタディコーナー、右：ワーキングデスク）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館利用者や中高生が利用しやすい配置が望ましい。</li> </ul> <div data-bbox="561 1568 930 1933" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="944 1576 1393 1877" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="715 1890 1402 1919" data-label="Caption"> <p>玉野市立図書館・公民館（図書館と研修室等が同一スペース内に配置）</p> </div>

空間名	室数等	備考
多目的空間	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種発表会、講演会、展示会、ギャラリー、大規模会議など多用途の利用が可能となる空間とする。</li> <li>舞台を設置する活動にも対応する。</li> <li>平土間用形式とする。</li> <li>350人程度の収容を想定する。</li> </ul>  <p>活動イメージ（発表会、展示会、講演会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の利用時以外は、予約なしで誰でも利用できるスペースとする（移動可能なテーブルや椅子を配置し、少人数での活動、談話等に対応できる仕様とする）。</li> <li>公園など屋外と連携した利用も想定する。</li> <li>災害時には、一時滞在施設など防災機能としての利用も想定する。</li> </ul>
倉庫	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーションホールや各種会議室等での利用が想定される備品等を収納する。</li> <li>多目的空間での利用が想定される大道具が収納できる舞台備品庫や楽器庫、照明・音響器具庫、各種制御室、搬入ヤード等を設ける。</li> </ul>
楽屋	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的空間の利用者が利用しやすい配置とする。</li> <li>楽屋として使用していない時は、区民交流活動室として活用するなど有効活用を図ることができる配置とする。</li> </ul>

## (e) 利用手続き

目黒区集会施設予約システムによる申込、支払いを想定しています。

## (f) 施設使用料

施設使用料は、施設サービスの持続可能性を考慮しながら、利用者に適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とします。施設使用料の設定に当たっては、区民と区民以外の料金設定に区分けを設けるなど、区民利用の視点にも配慮するものとします。

なお、区では、令和7年度の施設使用料改定に向け、令和5年度に「公の施設使用料見直し方針」改定案を示す予定としているほか、関連する事項として、学校開放を含む学校施設の使用に係る使用料等の見直しについても検討を進めています。新たな区民センター及び下目黒小学校内の区民交流活動室等においては、これらの取組を踏まえ、適切な施設使用料を設定していきます。